道路上に突き出す広告物（公共を除く）における屋外広告物条例適用確認票

申請者（連絡先）：

対象物件の場所：さいたま市　　　区

■確認内容（該当するものに☑）

（１）対象物件について、屋外広告物条例の適用の有無

　　　　□有　⇒（２）へ。

　□無　⇒「無」の場合は、確認終了。

⇒ 都市計画指導課の確認印を受け、道路占用許可申請時に土木管理課へ本確

認票を提出。

（２）屋外広告物条例の適用が「有」の場合、許可の必要性の有無

　　　　□有　⇒（３）へ。「掲出予定の広告物の種類：　　　　　　　　　　　」

　　　　□無　⇒「無」の場合は、確認終了。

⇒ 都市計画指導課の確認印を受け、道路占用許可申請時に土木管理課へ本確認票を提出。

（３）自家広告物かどうかの確認

　　　　□自家広告物又は６病院(災害拠点病院及び地域医療支援病院)

⇒都市計画指導課の確認印を受け、道路占用許可申請時に土木管理課へ本確認票を提出。

　　　　□一般広告物

⇒屋外広告物条例で許可できないため、道路占用許可は出ない。

注１：必要事項を記入し、確認内容にチェックを入れて、対象物件を所管する北部又は南部都市計画事務所の都市計画指導課において、本確認票の右下に確認印を受けてください。

確認印を受けた本確認票を北部又は南部建設事務所の土木管理課へ提出することで、道路占用許可申請を行うことができます。

注２：確認印が無い本確認票では、道路占用許可をすることができません。

都市計画指導課

確認印

令和4年3月18日版